

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。	市立芦屋病院の病床(199床)稼働率	%	85,0	↗	93,1	病院の総病床数に占める稼働病床数の割合。病院のベッドがどの程度稼働しているかを示す数字で、概ね100%でベッドが満床を示す。 出所:市立芦屋病院中期経営計画
	紹介率(他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合)	%	37,0	↗	50,0	他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合(%)。 出所:市立芦屋病院中期経営計画
	逆紹介率(市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合)	%	64,9	↗	70,0	市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合(%)。 出所:市立芦屋病院中期経営計画
6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。	*救急救命士の救急業務活動従事者数	人	24	↗	29	救急車に乗車して活動する。国家資格である*救急救命士資格を有する職員の年度当初在籍数。
	*認定救急救命士の救急業務活動従事者数	人	17	↗	29	気管挿管又は薬剤投与等の特定行為を実施することができる。国家資格である*認定救急救命士資格を有する職員の年度当初在籍数。
	軽症者数/救急搬送人員	%	54,0	↘	50,0	芦屋市の救急で年間搬送する患者のうち軽症者数(受診後入院を必要しない傷病者)の割合。
	市内救急搬送者数/搬送人員	%	61,4	↗	64,0	芦屋市の救急で年間搬送する患者のうち、市内の医療機関に搬送する割合。
6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。	*ジェネリック医薬品の使用率	%	54,5	↗	60,0	後発医薬品の数量/[後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量]で求めた割合。 厚生労働省が発表する「調剤医療費(電算処理分)の動向」

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
阪神南(尼崎・西宮・芦屋)の2次医療圏の医療機関との連携を強化し、市民の信頼を得ることで、芦屋病院の利用者が増加し、病床の稼働率の上昇が見込まれるため。	稼働病床数÷総病床数 【参考】 稼働病床数:その日の終わり(24時)に入院している患者数+その日に退院した患者数。 平成26年度 稼働病床数169.2床÷総病床数199床=85.0%	芦屋病院が、地域の中核病院として、地域の医療需要に対応し地域社会に貢献すること。 急性期病院として、患者の意思を尊重し、最善の医療と癒しを提供していること。	一般病床(175床)稼働率95.0%+*緩和ケア病床(24床)稼働率80.0% 芦屋市から長期借入金金を借りないで、安定的に病院運営ができる水準。 市立芦屋病院中期経営計画では平成30年度91.4%を目標としている。	稼働病床数÷総病床数 平成32年度 一般病床稼働率95.0%×175÷199+*緩和ケア病床稼働率80.0%×24÷199=93.1%
他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合を示す数値であり、地域の医療機関との連携を表すものであるため。	紹介患者(初診のみ)÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成26年度 紹介患者3,458人÷初診患者数9,343人=37.0%	地域住民が地域の診療所をかかりつけ医として利用し、検査や入院等の高度な急性期医療を必要とする場合には、芦屋病院に紹介することで、在宅医療から急性期医療までバランスのとれた医療提供ができていること。	「*地域医療支援病院承認要件」の水準(紹介率50%)を目指すことで、地域の診療所の後方支援病院としての機能や役割を担う。	紹介患者(初診のみ)÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成32年度 紹介患者5,000人÷初診患者数10,000人=50%
市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合を示す数値であり、地域の医療機関との連携を表すものであるため。	逆紹介患者数÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成26年度 逆紹介患者6,065人÷初診患者数9,343人=64.9%	芦屋病院で、検査や入院などの高度な急性期医療を行ったのちに在宅に戻られる場合、患者さんを地域の診療所に紹介することで、患者さんが地域で安心して療養を行っていること。	「*地域医療支援病院承認要件」の水準(逆紹介率70%)を目指すことで、地域の診療所の後方支援病院としての機能や役割を担う。	逆紹介患者数÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成32年度 逆紹介患者7,000人÷初診患者数10,000人=70.0%
救急救命士の育成は、救急業務の質の向上を目指し、その業務に関わる従事者を増加させるため実施するものであるため。	2人×2係×4隊×1,569(要員係数)=25,104を基本とする。 (救急業務に従事する救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル)	総務省消防庁が定めている消防力の標準的基準である「整備指針」では、救急隊の隊員のうち1人以上は、*救急救命士とするのであるが、本市は1台の救急車に2人を目標とし市民に対する行政サービスの向上を図るものとする。	最低25人を確保するため、救急車数の4台に対して、各2係体制とともに、派遣、昇任等による他業務従事者等4人を勧奨し、29人とする。	2人×2係×4隊×1,569(要員係数)+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士数4人=29,104 (*救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士)
*認定救急救命士の育成は、早期の救命措置の実施など、救急業務の質の向上を目指し、その業務に関わる従事者を増加させるため実施するものであるため。	1人×2係×4隊×1,569(要員係数)=12,552を基本とする。 (救急業務に従事する*認定救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル)	1台の救急車に配置する2人の救急救命士全てを*認定救急救命士にすることで、病院前救護体制の強化を図り救命率の向上を図る。	1台の救急車に配置する2人の救急救命士全てを*認定救急救命士にすることで、病院前救護体制の強化を図り救命率の向上を図る。	2人×2係×4隊×1,569(要員係数)+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士4人=29,104 (*認定救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士)
市民が救急車の利用を正しく理解してもらうことが、救急車での搬送の必要性がない軽症者の搬送数の減少につながるものだと考えられるため。	軽症者数/年間搬送人員 平成26年度 2,053人÷3,802人=54.0%	真に救急が必要な人に迅速な対応ができる状況。	50.0%以下 (不要不急の救急件数【軽症者搬送人数】を現行の年間搬送者数をベースとする中で、150件以上減少させ、平成25年の全国平均49.9%並みにする。)	(軽症者数2,053人÷150人)÷搬送人員3,802人=50.0%
地域医療機関との連携を図ることは、より近い市内医療機関への搬送に寄与するという効果を1つの目的としているため。	市内搬送者数/年間搬送人員 平成26年度 2,335人÷3,802人=61.4%	市内医療機関との強固な連携を確立し、より近い医療機関に、より迅速に搬送できる状況。	市内搬送64.0% (受入れ医療数は、異なるが阪神地区6市1町において、市内搬送率の低い本市の市内医療機関への年間搬送数を現在より100件増加させる)	(市内搬送者数2,335人+100人)÷搬送人員3,802人=64.0%
*ジェネリック医薬品使用促進の取組の結果を直接示す数値であるため。	後発医薬品の数量/[後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量]で求めた割合。 平成26年度 54.5% 厚生労働省が発表する「調剤医療費(電算処理分)の動向」で使用率のみの発表となっているため、基礎となる数量は不明。	安全性の確保を前提に、*ジェネリック医薬品を利用することの意義等を市民が理解できるよう全ての媒体を活用した情報提供を行い、関係機関と連携しながら使用率の目標値を達成すること。	自治体の目指す達成率を、国が参考値として60.0%(平成29年度末)以上として示していることや、安全性の確保を前提にする必要があることから、現時点の基準として60.0%をめざす値とする。	

7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員等と保健・医療・福祉との連携を充実させます。	*地域発信型ネットワーク会議参加者数	人/年	657	↗	838	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区、年間延べ人数)。 出所:*社会福祉協議会事業報告
	保健福祉センターの総合相談窓口の相談件数	件/年	302	↗	600	保健福祉センターにおける総合相談窓口の年間延べ相談者数。 出所:事務報告書
	*高齢者生活支援センターの新規相談者数	人/年	1,201	↗	1,280	*高齢者生活支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。 出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告、事務報告書
7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。	*地域発信型ネットワーク会議参加者数	人/年	657	↗	838	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区、年間延べ人数)。 出所:*社会福祉協議会事業報告
	視覚に障がいのある人における点字・*声の広報登録者割合	%	15.5	↗	20.5	視覚障がいによる身体障害者手帳交付者に対する点字・*声の広報登録者の割合。 出所:第4期障害福祉計画、障害福祉課調
	手話通訳者などの派遣回数	回/年	201	↗	234	聴覚に障がいのある人や市の行事等の申請による、手話通訳者等の年間延べ派遣回数。 出所:第4期障害福祉計画
	*高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種(保健・医療・福祉)が参加できる研修会、会議等の参加者数	人/年	339	↗	1,000	*高齢者生活支援センターが主催した多職種(保健・医療・福祉等)が連携した会議の年間延べ参加者数。 出所:高齢者生活支援センター活動状況報告

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
*地域発信型ネットワークへの参加は、地域課題解決の意識啓発のきっかけとなるものであると考えられるため。	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区)。	地域課題を地域で解決する取組を進める個人や団体が増加している状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに啓発活動による増加を見込んで算出。各年度、前年度実績の5.0%増を目指し、小学校区単位で年間約80人が参加している状況を目指す。	$657 \times 1.05 = 690$ を基礎として平成32年まで同様に算出。 (前年度参加者数 $\times 1.05$)
総合相談窓口の利用者が増加することは、専門職や行政とつながる機会の増加と比例し、相談内容に応じて、住民も含めた支援の仕組みの構築の指標となるため。	保健福祉センターにおける総合相談窓口の年間延べ相談者数。	支援が必要な人が、適切な相談窓口につながり、自立に向けた支援を受け地域で生活できている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。窓口機能を拡充した平成27年は前年度の2倍を見込み、その後は、相談件数を維持できるように進める。	$(302 \times 2) \times 1.0 = 600$
高齢者の相談窓口等の周知は、結果として新規相談者数の増加に表れると考えられるため。	*高齢者生活支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。	支援が必要な高齢者が身近な相談窓口につながり、安心して地域で生活できている状況を目指す。	すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。周知等により、新規相談者が増加している状況をめざし過去の実績の平均値に高齢者の増加率(2.0%)を乗じて算出。	$(1,325 + 1,254 + 1,201) \div 3 \times 1.02 = 1,280$
参加者数の増加は、情報発信の対象者の増加に比例するため。	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区)。	地域課題の解決に向けた取組を行う個人や団体の情報提供により、個人や団体間の円滑な情報共有が行えている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに啓発活動による増加を見込んで算出。各年度、前年度実績の5%増を目指し、小学校区単位で年間約80人が参加している状況を目指す。	$657 \times 1.05 = 690$ を基礎として平成32年まで同様に算出。 (前年度参加者数 $\times 1.05$)
視覚障がいによる身体障害者手帳交付者に対する点字・声の広報の制度の周知は、登録者の増加を目指すものであり、その状況を表す数値であるため。この数値が増加することは、障がい者手帳を持つ視覚に障がいのある人が行政等からの情報を得る機会が増えることにつながるため。	点字・声の広報登録者数 \div 年度末の視覚障がいによる身体障害者手帳交付者数 平成26年度 $27 \div 174 = 15.5\%$	視覚に障がいのある人が市から発信する情報を不自由なく得られている状況を目指す。	平成26年～平成32年の間に視覚に障がいのある人が新規に障がい者手帳を取得される方々について登録が行われ、視覚障がいによる身体障害者手帳交付者の約2割の方々が行政から発信する情報を得ている状況を目指す。	登録者数：実績をもとに推移障がい者数：第4期障害福祉計画、視覚障がい者の増加見込み分を登録者とする。 平成23年 $22 / 163 = 13.4\%$ 平成26年 $27 / 174 = 15.5\%$ 平成32年 視覚に障がいのある手帳所持者推計値： $174 / 3222$ (H26身体障害者手帳所持者数) $\times 3432$ (H32身体障害者手帳所持者数推計値) = 185 $185 - 174 = 11$ (増加人数) $(27 + 11) / 185 = 20.5\%$
手話通訳者等が公的機関や市の行事等に派遣される回数が増えることにより、聴覚に障がいのある人が必要な情報を得られることにつながるため。	聴覚に障がいのある人や市の行事等の申請による、手話通訳者等の年間延べ派遣回数。	聴覚に障がいのある人が様々な情報をより多く入手している状況を目指す。	第4期障害福祉計画(H29 216)を基にH30～H32まで毎年6件ずつ増加している状況を目指す。	H27 204、 H28 210、 H29 216としており、H32まで毎年6件増加を見込み $216 + 6 \times 3 = 234$
保健・医療・福祉の従事者が連携することが、市民全般に多様なサービスの情報を提供することにつながるため。	*高齢者生活支援センターが主催した多職種(保健・医療・福祉等)が連携した会議の年間延べ参加者数。	保健・医療・福祉の様々な職種の者が連携・情報共有し、高齢者福祉を担っている状況を目指す。	現状値に加え研修会(福祉センター)での開催：150人(収容)を年間4回開催して多職種が連携・情報共有している状況を目指す。	$339 + (150 \times 4 \text{回}) = 1,000$

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに、地域からの孤立を予防します。	*権利擁護支援センターの新規相談者数	人/年	127	↗	170	*権利擁護支援センターの年間新規相談者数。 出所:*権利擁護支援センター活動状況報告
	生活困窮者自立支援相談の利用者数	人/年	—	↗	500	保健福祉センターの総合相談窓口の相談者のうち生活困窮者自立支援相談者数(年間延べ件数) 出所:事務報告書(掲載予定)
	*生活困窮者自立支援プラン作成者の割合	%	—	↗	50.0	生活困窮者自立支援の新規相談者数のうち自立支援プラン作成者数。 出所:事務報告書(掲載予定)
	生活向上による生活保護廃止件数	世帯/年	17	↗	20	『生活保護事務実施方針』より「取入増」、「稼働者の転入」、「年金増加」、「引取扶養」など世帯の経済状況好転が廃止理由である廃止件数。 出所:生活保護事務実施方針

7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。	*地域見まもりネット事業の加入事業者数	件/年	63	↗	100	民間事業者が一人暮らし高齢者、高齢世帯等の見まもり活動を行う地域見守り・生活支援ネットワークの参加事業者数。 出所:*社会福祉協議会事業報告
	*高齢者生活支援センターの新規相談者数	人/年	1,201	↗	1,280	*高齢者支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。 出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告、事務報告書

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
*権利擁護支援センターにおける相談は、その内容に応じて適切な機関へつなぐ役割を果たしており、相談件数の増加は、適切な対応の増加に結び付くものであるため。	*権利擁護支援センターの年間新規相談者数。	支援が必要な高齢者や障がいのある人が適切に権利を行使できる状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが、数値目標は設定していないため過去の実績から算出。 過去の推移と直近の実績をもとに前年度5%増を見込み、それらに適切に対応できることを目指す。	$127 \times 1.05 \div 133$ を基礎として平成32年まで同様に算出(前年度参加者数×1.05)
相談窓口の周知啓発は、困窮者が相談できる場所があることを周知するものであり、その結果、相談件数の増加に表れると考えられるため。	総合相談窓口の相談者のうち生活困窮者自立支援相談者数(年間延べ件数) 平成27年度から実施する事業のため、現状値は表記しませんが、権利擁護支援センターなどの既存の相談機関において、平成26年度は約300件の「生活困窮」にかかる相談に対応しました。	制度の対象者が、相談窓口を利用し、必要に応じて支援に結びつき、社会的孤立を予防できる地域を目指す。	平成27年からの事業のため、国の示す人口規模を基礎とした相談者数で勘案(新規相談者数20件/月)し、相談者1人あたり2回は相談を利用できる状況を目指す。	$20 \text{人} \times 12 \text{月} \times 2 \text{回} = 500 \text{件}$
プラン作成者の割合の増加が自立支援の体制整備状況の目安となるため。	生活困窮者自立支援相談者数のうち自立支援プラン作成者数。 自立支援プラン作成者数 累計÷生活困窮者自立支援相談の新規相談者数累計	支援が必要な対象者が社会参加や就労可能な状況から地域の担い手となることを目指す。	平成27年からの事業のため、平成26年度末に国が示した目安値(新規相談者数の5割)をもとに相談者のうちのプラン作成者が5割となっている状況を目指す。	
行政の支援は、自立を目指すことを目的としており、生活保護自立廃止件数の増加は稼働・年金収入、仕送りの増加及び親族の引き取りなど世帯の生活が向上したことを表すものであるため。	『生活保護事務実施方針』より「収入増」、「稼働者の転入」、「年金増加」、「引取扶養」など世帯の経済状況好転が廃止理由である年間廃止件数。	就労への阻害要因がない受給者の求職活動、増収への取組を支援することにより自立助長を目指す。また年金裁定請求手続きの支援などにより高齢世帯の安定した収入の確保を目指す。	生活保護制度の趣旨は保護が必要な人に対して漏れのない給付を行うこと、世帯の保護からの脱却に必要な援助を行うことであり、予め全体の目標値を定めることは、生活保護実施の態度として求められていることと相反するが、現在の取組を継続・充実により現在と同程度の件数の自立につながるよう、支援に取り組む。	過去の実績値をもとに、今後の保護受給世帯数の増減見込(年間約4%増加の割合を乗じた数値)。 $17 \text{件} \times 1.04 \text{の} 5 \text{乗} (= 1216) = 20.6 = 20 \text{件}$

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
事業の啓発等により、加入事業者の増加が地域の見守りにつながるものと考えられるため。	毎年度末の地域見守り・生活支援ネットワークの参加事業者数。	支援が必要な高齢者を早期発見・相談につなぐ役割を担う協力事業者が増加している状況を目指す。	すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の数値から啓発活動による増加を見込んで算出。 参考:*防犯協会に登録している個人約100人、防犯協会に登録している団体約100か所であり、(防犯協会会員、団体の100という数が市内に適した数と考えると、類似の役割を担う見守りネットも約100を目指す。	
*高齢者生活支援センターという第一義的な窓口であり、ここでの高齢者の総合診断の増加により、医療的な支援につなげる割合が高まるため。	*高齢者支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。	支援が必要な高齢者が、身近な相談窓口につながり、安心して地域で生活できている状況を目指す。	すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。新規相談者の増加に対応できるよう、センターの強化に取り組む。	$(1,325 + 1,254 + 1,201) \div 3 \times 1.02 = 1,280$

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います	地域ケア会議の開催数	回/年	5	↗	25	地域住民や支援者から挙げた個別の事例を検討する「地域ケア会議」の開催回数。 出所: *高齢者生活支援センター活動状況報告, 事務報告書
	*地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数	件/年	4	↗	10	*地域発信型ネットワークにおいて地域活動の報告を行った件数。 出所: *社会福祉協議会の活動報告
7-2-2 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。	*認知症サポーター養成講座受講者数	人/年	1,285	↗	1,500	認知症になった人の手助け等を行うボランティアを養成する「認知症サポーター養成講座」の年間延べ受講者数。 出所: *社会福祉協議会の活動報告
	権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合	%	57.8	↗	75.0	毎年度実施している権利擁護支援者養成研修の修了された市民のうち、*市民後見人の活動を含め地域における権利擁護支援の担い手として「権利擁護支援者人材バンク」に登録した数の割合。 出所: *権利擁護支援センター事業報告, 事務報告書
7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。	*シルバー人材センターの会員数	人/年	1,004	↗	1,300	*シルバー人材センターの会員数。 出所: *シルバー人材センター活動報告
	老人福祉会館の利用者数	人/年	28,859	↗	35,000	老人福祉会館の年間延べ利用者数。 出所: 事務報告書
	老人クラブの会員数	人/年	3,015	↗	3,100	老人クラブの毎年4月1日時点の会員数。 出所: 事務報告書
	介護予防事業(*介護予防センター)の参加者数	人/年	26,492	↗	29,000	*介護予防センターで実施する介護予防事業の年間延べ参加者数。 出所: 課内資料

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
地域での支援体制づくりのための会議開催を重点取組としており、それを直接的に表す数値であるため。	地域住民や支援者から挙げた個別の事例を検討する「地域ケア会議」の開催回数。	ケア会議で解決の方向性を見出し、高齢者が地域で安心して生活できる状況を目指す。	4支援センターが毎年会議数を1回ずつ増やしていくことを目標とする。	$5回 + (4センター \times 1回 \times 5年) = 25回$
地域活動を実践した件数を表すものの1つであるため。	*地域発信型ネットワークにおいて地域活動の報告を行った年間件数。	互助の地域づくりを主体的に取り組む団体が増加している状況を目指し活動の啓発や団体間の連携を支援する。	地域福祉計画*すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため小学校区単位(旧三条小学校区、潮声屋地区含む)10か所を目指す。	
重点取組が養成講座の実施であり、その結果を直接表す数値であるため。	認知症になった人の手助け等を行うボランティアを養成する「認知症サポーター養成講座」の年間延べ受講者数。	支援が必要な高齢者の早期発見と適切な相談につなぐ役割を担える認知症サポーターが増加している状況を目指す。	過去の実績数に65歳以上の要介護者人口(潜在的対象者)の増加率(1.2)を乗じる。 平成26年4,758人 平成27年4,974人 ... 平成32年6,078人	$1258 \times 1.2 \div 1,500$
権利擁護の研修や周知により、市民の中で、その意識が高まり、支援の担い手となることにつながるものと考えられるため。	権利擁護支援者人材バンク登録者数(年)÷年間の権利擁護支援者養成研修修了者数(年) (平成26年度) $11人 \div 19人 = 57.8\%$	「権利擁護支援者養成研修」の受講生が増加し、*市民後見人の候補者が育成されている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠とするが数値目標は設定していないため過去の実績値から増加を見込んで算出。権利擁護の研修や周知により、多くの市民が権利擁護支援者養成研修を受講し、人材バンクに登録している割合が現状の3割増を目指す。	$58.6\% \times 1.3 \div 75.0\%$
「*シルバー人材センター」は、高齢者の社会参加と就労機会創出の主要な事業であり、その会員数は、就労機会とも比例するものであるため。	毎年度末の*シルバー人材センターの会員数。	生き生きと働く高齢者が増えている状況を目指す。	*シルバー人材センターの中期事業計画より毎年46人増加を見込んでいる。	$1004 + (46 \times 6) \div 1300$
高齢者の社会参加の主要な一つの拠点となる「老人福祉会館」での活動促進を重点取組に掲げており、利用者数は、その対象となった数を表すものであるため。	老人福祉会館の年間延べ利用者数。	高齢者が生きがいを持って地域で活動している状況を目指す。	過去の実績数に65歳以上人口の増加率(1.1)と高齢者の社会参加率(期待値1.1)を乗じた数を目指す。	$28859 \times 1.21 \div 35,000$
老人クラブ活動の周知による、クラブの加入者の増加は、クラブの活性化につながっていると考えられるため。	毎年4月1日時点で各単位老人クラブ(各町老人クラブ)に加入している会員数。	高齢者が生きがいを持って地域で活動している状況を目指す。	老人クラブの会員数は微減傾向であり、高齢化が進んでいるので取り組みとして地域に活動の魅力発信し、まずは現状を維持することを重点とし、その後各単位老人クラブで会員数の増加を目指す。	$3,015 + 85(各町1名増加) = 3,100$
介護予防の啓発を事業参加者に行うことで、その意識が高まると考えられ、事業参加者の増加は、その意識の広がりにつながっていると考えられるため。	*介護予防センターで実施する介護予防事業の年間延べ参加者数。	高齢者の健康寿命が延びて元気に過ごしている状況を目指す。	過去の実績数に65歳以上人口の増加率(1.1)を乗じた数を目指す。	$26,492 \times 1.1 \div 29,000$

7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。	障がいのある人に対する地域の理解度	%	22.9 (H25)	↗	30.9	障害福祉計画策定にあたって実施している「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)において、「あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思いますか」という問いに対して「かなり進んできた」「まあまあ進んできた」と回答した合計割合。 出所: 芦屋市障がい福祉に関するアンケート調査
	*サポートファイルの配布部数	累計冊数	133	↗	306	支援を必要とする人からの依頼により配布した*サポートファイルの配布部数(累計冊数)。 出所: 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画
7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。	「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合	%	10.0 (H25)	↗	15.0	障害福祉計画策定にあたって実施している「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)において、「あなたが、悩みや困ったことを相談するのはどなたですか」という問いに対して障がい者相談支援事業と回答した割合(%)。 出所: 芦屋市障がい福祉に関するアンケート調査
	障がいのある人の*権利擁護支援センターでの相談件数	件/年	760	↗	904	*権利擁護支援センターの相談件数のうち障がいのある人の相談件数。 出所: *権利擁護支援センター活動状況報告
7-3-3 障がい福祉サービスなどの提供基盤の整備を進めます。	*計画相談支援事業利用者数	人/年	1,608	↗	8,331	*計画相談支援年間延べ利用者数。 出所: 芦屋市第4期障害福祉計画
	療育支援相談件数	件/年	149	↗	176	療育支援相談の年間延べ件数。 出所: 障害福祉課調

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
障がいへの理解が広がり、深まるために普及啓発を行うことにより、障がいのある人が地域の障がい理解が進んでいると思う割合が増加していくと考えられるため。	平成26年3月実施の「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)問43「あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思いますか」という問いに対して「かなり進んできた」「まあまあ進んできた」と回答した合計割合。	障がい理解を深めるための普及、啓発活動を行うことで障がいのある人が地域から理解が得られている状況を目指す。	平成23年の調査時から平成26年の調査時において、障がい理解が4.0%下降しているため、平成29年には平成23年の値へ戻し、平成32年には障がいのある人の3割の方が、地域の障がい理解が進んでいると考えている状況を目指す。	平成23年調査26.9% 平成26年調査22.9% $4.0\% \times 2 = 8\%$ 上昇 $22.9\% + 8\% = 30.9\%$
平成26年5月から*サポートファイルの配布を開始しており、*サポートファイルの普及啓発を行うことにより、*サポートファイルが認知され利用者側・支援者側からも利用が促され、配布部数も増加するため。	市役所(福祉・こども・教育)、学校園、保健センター、障がい者相談支援事業等で平成26年5月から平成26年度末までに配布した部数。	支援の必要な人が*サポートファイルを利用して必要な支援が途切れなく受けられる状況を目指す。	平成32年度末の18歳未満の障がい者手帳所持者及びび手帳未所持者60人が*サポートファイルを利用している状況を目指す。 (平成26年度末現在18歳未満の障がい者手帳所持者数は214人)	10冊×6年(H26~H32) +246冊(H32年度末18歳未満障がい者手帳所持者) =306冊
平成26年度から障がいのある人の地域の相談支援の拠点として*障がい者基幹相談支援センターを設置しており、それを中心とした相談支援事業の体制等の充実が図られることにより、障がいのある人が、その事業を利用し、相談する割合が増加するため。	平成26年3月実施の「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)問27「あなたが、悩みや困ったことを相談するのはどなたですか」という問いに対して障がい者相談支援事業と回答した割合(%)	*障がい者基幹相談支援センターが核となり相談支援事業者の人材を育成し相談体制が充実し、障がいのある人が相談支援事業を利用している状況を目指す。	平成23年の調査時から平成26年の調査時において、相談支援事業を相談相手としている割合が2.4%上昇しており、平成29年、平成32年にも引き続き相談支援体制を充実させ5%の上昇を目指す。	平成23年調査7.6% 平成26年調査10.0% $2.4\% \times 2 \leq 5\%$ 上昇 $10.0\% + 5\% = 15.0\%$
障がいのある人の相談窓口としての周知啓発と相談体制の充実と啓発推進の目安となるため。	地域福祉計画に目標として明記しているが数値目標は設定していないため年度末における相談者数を設定。	支援を必要とする障がいのある人が相談しやすい体制整備を目指す。	過去の相談推移を踏まえ前年度のおおむね3%増を見込み、それらに対応できるようにセンターの充実を目指す。 平成24年: 701件 平成25年: 727件 平成26年: 760件	平成24年⇒平成25年 (727÷701)×100%≒103% 平成25年⇒平成26年 (760÷727)×100%≒104% $760 \times 1.03 \text{の} 6 \text{乗} \approx 904$
*計画支援事業の利用者数は、障がいのある人が必要な障がい福祉サービス等を利用できることを目的とした当該事業実施状況を直接表す数値であるため。	平成26年度の*計画相談支援を利用した年間延べ利用者数。	障がいのある人が必要な障がい福祉サービス等を適切に安心して受けている状況を目指す。	芦屋市第4期障害福祉計画にて平成29年までの見込値を算出しており、計画上の平成28年から平成29年の利用者増加割合を平成32年まで継続させ平成26年から5倍の増加となる8,331人以上が計画相談支援事業を利用できている状況を目指す。	平成28年見込値 267(人/月)×12月=3,204 平成29年見込値 339(人/月)×12月=4,068 平成28年～平成29年増加率 $4,068/3,204=1.27$ H30 $4,068 \times 1.27=5,166$ H31 $5,166 \times 1.27=6,560$ H32 $6,560 \times 1.27=8,331$
療育支援相談は、療育支援の中心事業であり、その件数の増加は、相談に関わる保健・医療・福祉・教育の関係機関の経験やノウハウがさらに蓄積されることで、より連携が強化されることにより、支援体制が推進されていると考えられるため。	療育支援相談の年間延べ件数。	保健・医療・福祉・教育が連携して早期に障がいのある児童のよりよい育ちを支援している状況を目指す。	現在行える療育支援相談の最大相談件数176件の実現を早期にめざし、さらに療育支援相談の内容の充実を図る。	医師面接8回×8人×2回= 128回+48回(4人×12月)= 176回

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。	障がいのある人の一般就労移行者数	人/年	10	↗	20	市が配置している障がい者就労支援員が障がいのある人を一般就労に結び付けることができた人数(人/年)。 出所: 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画
	障がいのある人の短期雇用(*チャレンジド雇用)任用延月数	月/年	8	↗	24	市が行っている*チャレンジド雇用の任用延月数(月/年)。 出所: 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画
	*芦屋市障害者雇用奨励金の交付者数	人/年	0	↗	3	*芦屋市障害者雇用奨励金の年間交付人数。 出所: 事務報告書

8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数	件/年	445	↘	230	路上強盗等の街頭犯罪と空き巣等の侵入犯罪で芦屋警察署が認知した件数。 出所: 芦屋警察署資料
	犯罪被害者等に対する支援制度に関する研修への参加者数	人/年	—	↗	160	犯罪被害者等の支援に関する研修会の参加者数。 出所: 事務報告書 (今後掲載予定)
8-1-2 消費生活に関する情報提供、相談、教育の充実を図ります。	消費生活フェア参加者数	人/年	341	↗	400	消費者問題意識がまだ完成していない子どもに、消費についてのきっかけを学ぶ場として、またそれを見守る大人も一緒に学べる場として実施している消費生活フェア参加者数。 出所: 事務報告書
	消費生活に関する講座の参加者数	人/年	306	↗	359	自らを消費者被害から守り、*消費者市民として活躍する人材を育成するための消費生活に関する講座の年間延べ参加者数。 出所: 事務報告書

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
一般就労は、障がいのある人の就労支援の最終目標の一つとなっているため。	平成26年度の保健福祉センターに配置している就労支援員が中心となり支援を行い一般就労に結び付いた障がいのある人の人数。	障がい者就労を支援する機関が連携し、障がいのある人が一般就労へ結びついている状況を目指す。	平成26年度中の一般就労された障がいのある人の2倍の人数を目指す。	平成26年実績値 10人×2倍=20
市が実施している知的や精神に障がいのある人の短期雇用(*チャレンジ雇用)の任用月数の増加は新たな就労支援の場の提供となっているため。	平成26年度の年間延べ任用月数。	市役所内の様々な部署で障がいのある人が任用されている状況を目指す。	市役所内で1年度間に常時2人の障がいのある人が*チャレンジ雇用で任用されている状況を目指す。	12月×2人=24月
*芦屋市障害者雇用奨励金制度は、障がいのある人の継続的な雇用を図るためのものであり、その結果は、雇用の実績に伴うものであるため。	*芦屋市障害者雇用奨励金の年間交付人数。	制度の周知・啓発を継続して行い、市内の多くの事業所で障がいのある人が継続的に雇用されている姿。	国の制度の利用が必須要件であること、過去数年間でほぼ制度利用がないなかで、ハローワークと連携しながら3件を目指す。	

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
各種防犯活動の連携強化と啓発を図ることにより、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少すると考えられるため。	街頭犯罪(路上強盗、強引わいせつ、ひったくり、車上狙い等の街頭での窃盗、器物損壊等)と侵入犯罪(空き巣、事務所・出店荒し、金庫破り、忍び込み)の認知件数。 (現状)445件	迅速、的確な情報発信及び生活安全推進連絡会や防犯グループ連絡協議会等での情報共有、防犯活動について連携強化を図る等の取り組みにより、犯罪件数を極力減らす。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少を目指し、過去5年間で半減させてこれため、これを持続させる。	平成21年度870件① 平成26年度445件② ②/①=51.15% 445件×51.15%≒230件
研修への参加者数が増えることにより、制度の認知度向上、適正な支援に資すると考えられるため。	犯罪被害者等の支援に関する研修会の参加者数。 (現状)研修を開催していない。	市役所内及び関係外部団体においては、犯罪被害者等に対する理解が職員全体でできていることを目指す。また、犯罪被害者等に対する理解がある市民を極力増やす。	市役所関係は5年間で全ての職員が受講するものとし、関係外部団体から10人。市民への周知として市民の参加を30人を見込んで、毎年度160人規模で研修会を開催していくことを目標とする。可能であれば今後参加人数を増やす。	①市役所関係 一般事務職及び技術職数 321+295=616人 616人/5年≒120人 ②関係外部団体 10人 ③市民 30人 ①+②+③ 120+10+30=160人
消費生活フェアは、対象者も多く、また関係機関からの参加のある消費者問題等の啓発事業としては大きな役割を担っている事業であり、その参加者数の動向は、消費者への意識啓発の取組の結果の大きな割合を占めるものであるため。	消費生活フェア参加者数。	継続的に、フェアの開催や周知啓発を行うことにより、子どもから大人まで幅広い世代が消費生活について学び、様々な消費問題について自らが的確な判断と行動ができるようになっていく。	年々子どもについては人口の減少がみられるが、高齢者については、人口が増加している。消費者問題の意識が高くない子どもや高齢者については、特に、その人口増加率相当分の参加者を増やすことが必要であるため、70歳以上人口増加率(総務省統計局資料)の年2.7%相当分の参加者の増加を目指す。	341×1.027の6乗=400
啓発において、年々複雑化、巧妙化するいろいろな消費問題の知識を継続的に得てもらうことは重要であり、講座の参加者数は、その取り組みの結果を表す数値であるため。	消費生活に関する講座の年間延べ参加者数。	継続的に講座を開催するなどにより、自らを消費者被害から守り、市民の多くが*消費者市民として活躍している。	消費者被害に遭遇しやすい70歳以上の高齢者の人口増加率相当分の参加者を増やすことが必要であるため、当該人口増加率(総務省統計局資料)の年2.7%相当分の参加者の増加を目指す。	306×1.027の6乗=359

8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数	件/年	445	↘	230	路上強盗等の街頭犯罪と空き巣等の侵入犯罪で芦屋警察署が認知した件数。 出所: 芦屋警察署資料
	市が管理する街灯のLED化率	%	7.7	↗	41.8	市道上に設置された街灯数のうちLED化された街灯の割合。 出所: 道路課内部資料

9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

後期5年の重点施策の名称	指標	単位	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
			H26		H32	
9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。	自主防災会などによる訓練参加者	人/年	1,116	↗	3,000	自主防災会等が主催した防災訓練での年間延べ参加者数を算出。 出所: 防災安全課内部資料
	土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合	%	0.0	↗	100.0	土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合。 出所: 芦屋市地域防災計画
	*個別避難支援計画策定数	件	1,380	↗	3,300	*緊急・災害時要援護者登録申請申請者数のうち*個別避難支援計画が策定された件数。 (*緊急・災害時要援護者登録申請書について 高齢者の場合: 各地区*民生委員が支援が必要な方の自宅を訪問し状況の把握により申請の勧奨を行っている。障がいのある人の場合: 障害福祉課から障がい者手帳所持者のかた等に申請書を発送し登録申請の手続きを行っている。)

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
各種防犯活動の連携強化と啓発を図ることにより、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少すると考えられるため。	街頭犯罪(路上強盗、強制わいせつ、ひったくり、車上狙い等の街頭での窃盗、器物損壊等)と侵入犯罪(空き巣、事務所・出店荒し、金庫破り、忍び込み)の認知件数。 平成26年度 445件	*まちづくり防犯グループ等の活性化を図り、見守り・見回り活動が充実するように支援することにより、犯罪件数を極力減らす。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少を目指し、過去5年間で半減させてこれたため、これを持続させる。	平成21年度870件① 平成26年度445件② ②/①=51,15% 445件×51,15%≒230件
街灯をLED化することにより照度の向上や球切れによる消灯を防ぐこと等が可能であり、LED化率は、市内全体の進捗を表せる数値であるため。	LED化された街灯数/設置済み街灯数。 数値は各年度末 平成26年度 LED化された街灯数590 設置済み街灯数7,702 590/7,702=7,7%	街灯のLED化を市内全体に推進する	街灯の増設時や100w及び200w水銀灯をLEDに改修、また、蛍光灯の球切れ時にLEDに改修することにより、LED化された街灯数を実施計画通り(増設300、改修2,453)に増やす。	LED化された街灯数 現状590+増設300+LEDに改修2453=計3343 設置済み街灯 現状7,702+増設300=8,002 3,343/8,002≒41,8%

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
自主防災会等の活動は、地域住民主体の防災活動の核となるものであり、その活動への参加者の増加は、地域活動の活性化と比例すると考えられるため。	年間の自主防災会等が主催した防災訓練の延べ参加者数。(現状) 平成24年度 2,718人 平成25年度 1,404人 平成26年度 1,116人	自主防災組織等地域活動の活性化を図り、その結果として多くの住民が訓練に参加することを目指す。	平成24年度から26年度の訓練参加者数を考慮し、一番参加者数が多かった平成24年度の訓練参加者数より増加させ3,000人の参加を目指す。	
土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域では、早急に防災活動が行える基盤作りが必要であり、その地区における策定件数が市内でも優先する課題であるため。	地区防災計画の策定済の地区数)÷土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域内にある地区数	市内全ての地区において地区防災計画を策定することを目指す。	津波災害及び土砂災害の危険がある地区をまず優先し、それらの地区の全てにおいて地区防災計画が策定されていることを目指し、土砂災害警戒区域内に地区が9地区、津波浸水想定区域内にある地区が11地区であり、計20地区の全ての地区で地区防災計画を策定する。	20÷20=100%
重点取組である*個別避難支援計画の策定の結果を表す数値であるため。	年度末における*個別避難支援計画の策定件数の累計。	*個別避難支援計画を活用し、災害時に支援が必要な高齢者・障がいのある人等が地域に見守られながら避難できる状況を目指す。	地域福祉計画・障害者(児)福祉計画・すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標の設定はしていないため。 ①現状の*緊急・災害時要援護者台帳の申請者のうち ②「避難支援に他者の援助がいる」方の「*個別避難支援計画」の「地域支援者(=本人の避難支援をおこなうかた)」の記載が完了している*個別避難支援計画の策定数 ③平成32年の高齢者の登録者の推計値 ④平成32年の障がいのある人の登録者の推計値 ⑤ ③の7割 ⑥ ④の8割 ⑦ ⑤と⑥の合計数として算出	①高齢者:2,444件 障がいのある人:408件 ②高齢者:1,082件 障がいのある人:298件 ③ 4,329件 ④ 479件 ⑤ 4,329×70%≒3,000 ⑥ 479×80%≒380 ⑦ ⑤+⑥≒3,300